


ユーキャンの登録販売者 速習テキスト&重要過去問題集 第5版
「試験問題の作成に関する手引き(令和8年4月一部改訂)」公表に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。
本書の記載内容について、「試験問題の作成に関する手引き（令和8年4月一部改訂）」の公表に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

- 「第5版 第1刷（2025年7月18日）」をお持ちの方
- 「第5版 第2刷（2026年3月31日）」をお持ちの方

該当頁／箇所	変更前	変更後
章タイトル	第4章 薬事 <u>関係法規</u> ・制度	第4章 薬事に関する <u>法規と制度</u>
	第5章 医薬品の適正使用・ <u>安全対策</u>	第5章 医薬品の適正使用と <u>安全対策</u>
P3／表／試験項目／左列／5行目	薬事 <u>関係法規</u> ・制度	薬事に関する <u>法規と制度</u>
P3／表／試験項目／左列／6行目	医薬品の適正使用・ <u>安全対策</u>	医薬品の適正使用と <u>安全対策</u>
P15／囲み／健康増進の効果等を表示できる健康食品／3行目	<u>特定の保健機能</u> を示す <u>有効性</u>	<u>特定の保健機能</u> を示す <u>効果</u>
P15／囲み／健康増進の効果等を表示できる健康食品／5～7行目	<u>下記に差し替え</u> ・ <u>栄養機能食品</u> —食生活において栄養成分(例： <u>ビタミン</u> 、 <u>ミネラル</u>)の補給を目的として摂取する者に対し、その <u>栄養成分の機能</u> の表示をする食品で、個別の許可申請を行う必要のない <u>自己認証制度</u> によるもの	
P15／囲み／健康増進の効果等を表示できる健康食品／8～9行目	科学的根拠をもとに <u>疾病に罹患していない者</u> の	科学的根拠をもとに <u>機能性関与成分が有する</u>
P15／本文／下から7行目	医療制度	医療 <u>保険</u> 制度
P16／囲み／セルフメディケーション税制と一般用医薬品	<u>下記に差し替え</u>  セルフメディケーション税制と一般用医薬品 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>セルフメディケーション税制</u>は、適切な健康管理の下で<u>医療用医薬品</u>からの代替を進める観点から導入されたもので、<u>スイッチOTC医薬品</u>の購入対価のうち一定金額を総所得金額等から控除する仕組みになっています。令和4年1月より、スイッチOTC医薬品以外に、<u>腰痛</u>や<u>肩こり</u>、<u>風邪</u>や<u>アレルギー</u>の諸症状に対応する<u>一般用医薬品</u>についてもセルフメディケーション税制の対象になっています。なお、令和9年1月より、<u>消化器官用薬</u>や<u>一般用検査薬</u>も同税制の対象となります。</p> </div>	
P31／本文／13行目	<u>妊娠</u> している女性	<u>妊婦</u> または <u>妊娠</u> していると思われ <u>る女性</u>
P32／本文／1行目	光学異性体	<u>鏡像異性体</u> （光学異性体）
P32／本文／2行目		
P32／本文／18行目	<u>1979</u> 年、 <u>医薬品副作用被害救済制度</u> が	<u>1980</u> 年、 <u>医薬品副作用被害救済制度</u> が
P36／本文／1行目	<u>1979</u> 年	<u>1980</u> 年
P34／本文／9行目	<u>出産</u> や <u>手術</u> での大量出血などの <u>際</u> に	<u>出産</u> や <u>手術</u> の <u>際</u> に
P47／本文／下から5行目	適度な <u>湿り気</u>	吸入された空気との接触面積が広いため、吸入された空気に効率よく <u>適度な湿り気</u>
P65／本文／13行目	<u>線毛</u> を有し、	<u>線毛</u> を有する <u>細胞</u> と
P81／用語／下から3行目	<u>有効成分</u> を口腔粘膜から	口腔粘膜から

該当頁／箇所	変更前	変更後
P84／表／医薬品の主な剤形と特徴／右列／下から13行目	有効成分を <u>口腔粘膜</u> から	<u>口腔粘膜</u> から
P115／用語／下から2～1行目	潰瘍を生じる病気。クローン氏病ともいう	潰瘍を生じる疾患。
P118／表／ビタミン成分と作用／左列／2～4行目	ビタミン B ₁ (チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物、ジベンゾイルチアミン、チアミンジスルフィド、ビスベンチアミン、ジセチアミン塩酸塩)	ビタミン B ₁ (チアミン硝化物、チアミンジスルフィド、ビスベンチアミン)
P160／囲み／腸の薬の相互作用／2行目	腸管内にとどまらず	腸管内で
P201／表／ <u>6</u> 目の乾きを改善する成分／右列／1行目	コンドロイチン硫酸ナトリウム	コンドロイチン硫酸ナトリウム (<u>コンドロイチン硫酸エステルナトリウム</u>)
P242／表／ <u>3</u> 消毒薬の誤用・事故への対処法／右列／1行目	数分以内に、 <u>多量</u> の牛乳	数分以内に牛乳
P262／表／[腸の不調]に用いられる／右列／5行目	腸内異常発酵	腸内異常醗酵
P293／上の囲み／3～5行目	下記を削除 必要な承認などを受けていないにもかかわらず、身体の機能に影響を及ぼすものに「やせ薬」などと標榜した場合は、 <u>無承認無許可医薬品</u> として取締りの対象となる	
P293／囲み／不良医薬品とは／3行目	定める基準に <u>適合しないもの</u>	定める基準に <u>適合せず</u> 、かつ、次の①および②のいずれにも <u>該当しないもの</u> ①その性状および品質が適正なものとして承認を受けたもの ②その性状および品質が適正なものとして承認を受けたものの <u>製造の用に供するもの</u>
P294／本文／下から10行目	(A) から (D)	(A) から (E)
P294／本文／下から6行目	薬剤師の対面▼に	薬剤師の対面等▼に
P294／本文／下から2行目	第14条第11項	第14条第12項
P295／本文／1行目	期間を経過しないもの	期間を経過しないもの ((E) に掲げる医薬品を除く)
P295／本文／4～5行目		

該当頁／箇所	変更前	変更後
P295／本文／7行目	<p>本文7行目の下に下記を追加</p> <p>(E) 第4条第6項の指定を受けた医薬品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働大臣は、次に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれに定める場合に該当すると認めるときは、当該医薬品を薬事審議会の意見を聴いて要指導医薬品として指定することができる(第4条第6項)。</p> <p>① (一) または (二) に掲げる医薬品にあつては、医薬品の特性その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供および薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合</p> <p>※厚生労働省で定める期間を経過した後も、引き続き要指導医薬品の扱いにとどめる必要がある場合</p> <p>(一) その製造販売の承認の申請に際して第14条第12項に該当するとされた医薬品</p> <p>(二) その製造販売の承認の申請に際して(一)に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品</p> <p>② 一般用医薬品にあつては、医薬品の特性および使用の実態その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供および薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合</p> <p>※一般用医薬品である医薬品を、要指導医薬品の扱いに引き上げる必要がある場合</p> </div>	
P295／受験生からよくある質問	「受験生からよくある質問 Q&A」全体を削除	
P295／本文／末尾	<p>本文末尾の下に下記を追加</p> <p>3 特定要指導医薬品</p> <p>特定要指導医薬品は、適正な使用のために薬剤師の対面による販売または授与が行われることが特に必要な要指導医薬品として、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する要指導医薬品です(法第4条第3項第4号ロ)。</p>	
P295／用語／下から6～5行目	<p>【対面】の項目全体を下記に差し替え</p> <p>【対面等】 対面または映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により、薬剤もしくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものをいう</p>	
P296／本文／下から4行目	3 医療用医薬品	4 医療用医薬品
P300／表／一般用医薬品のリスク区分／右列／6行目	法第14条第11項	法第14条第12項
P300／本文／1行目		
P301／受験生からよくある質問	「受験生からよくある質問 Q&A」全体を削除	


該当頁／箇所	変更前	変更後
P301／本文／下から 8 行目	<p>本文下から 8 行目の下に下記を追加</p> <p>5 指定濫用防止医薬品</p> <p>1 直接の容器等への法定表示事項</p> <p>指定濫用防止医薬品は、次に掲げる医薬品であって、その濫用をした場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制または幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局製造販売医薬品 ・要指導医薬品 ・一般用医薬品 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>厚生労働大臣が指定する医薬品</p> <p>次に掲げるもの、その水和物およびそれらの塩類（指定成分）を有効成分として含有する製剤（外用剤を除く）が指定濫用防止医薬品に該当する</p> <p>※生薬を主たる有効成分とする製剤は含まない</p> <ol style="list-style-type: none"> ① エフェドリン ② コデイン ③ ジヒドロコデイン ④ ジフェンヒドラミン ⑤ デキストロメトルファン ⑥ プソイドエフェドリン ⑦ プロモバレリル尿素 ⑧ メチルエフェドリン </div> <p>用語</p> <p>【薬局製造販売医薬品】 薬局開設者が当該薬局における設備および器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、または授与する医薬品（体外診断用医薬品を除き、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しない医薬品に限る）のこと</p> <p>【外用剤】 口腔用錠剤（例：トローチ剤、パッカル錠）、吸入剤、点眼剤、点耳剤、点鼻剤、坐剤、腫錠、軟膏剤、貼付剤等が該当する</p>	
P301／本文／下から 7 行目	5 医薬品の表示	6 医薬品の表示
P302／囲み／直接の容器等への法定表示事項／4 行目	日局 ^{につきよく} に収載されている医薬品	日局 ^{につきよく} に収載されている医薬品〔性状または品質が日局で定める基準に適合するものに限る〕
P302／囲み／直接の容器等への法定表示事項／下から 7 行目	<p>下から 7 行目の下に下記を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定濫用防止医薬品にあつては、内容量が規定数量（規則第 159 条の 18 の 6 第 1 項）以下のものは「要確認」の字句、規定数量を超えるものは「要確認」の「要」を丸囲みまたは四角囲みにした字句。ただし、これらの字句が外部の容器等に記載されているときは、直接の容器等に記載されていることを要しない ◆ 日局に収載されている医薬品（日局の基準に適合しないものであって、性状または品質について適正なものとして承認を受けたものに限る）における有効成分の名称およびその分量 	
P303／本文／4 行目	取扱い上必要な注意	取扱い上の必要な注意
P309／囲み／医薬品・医薬部外品・化粧品 ^{の許可と承認} ／11～12 行目	法第 14 条、第 19 条の 2	法第 14 条第 1 項、法第 19 条の 2 第 1 項
P311／本文／12 行目	有効性	効果

該当頁／箇所	変更前	変更後
P311／本文／16行目	有効性	効果
P311／本文／17行目		
P311／本文／下から6～1行目	<p>下記に差し替え</p> <p>3 栄養機能食品</p> <p>食品表示法の規定に基づく食品表示基準に規定されている食品です。個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度に基づくものですが、同基準に基づき、ある食品を栄養機能食品として販売するためには、1日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、同基準別表第11に定められた下限値および上限値の範囲内にあるとともに、同別表で定められた当該栄養成分の機能だけでなく「摂取をする上での注意事項」を表示する必要があります。</p> <p>また、「消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨」を表示することが義務づけられています。</p>	
P311／用語／下から2～1行目	【栄養成分機能を表示】の項目全体を削除	
P312／本文／3行目	食品の 機能性表示 ▼	機能性関与成分が有する機能性表示 ▼
P312／囲み／紅麹関連製品による健康被害を受けての対応／4行目	〈食品表示基準の改正による対応〉のタイトルを削除	
P312／囲み／紅麹関連製品による健康被害を受けての対応／10行目	〈行政通知による対応〉のタイトルを削除	
P312／囲み／紅麹関連製品による健康被害を受けての対応／下から1行目	<p>下から1行目の下に下記を追加</p> <p>◆製造工程管理による製品の品質の確保を徹底する観点から、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品についてはGMPに基づく製造管理体制が整っていること</p>	
P312／本文／下から7行目	5 いわゆる健康食品	5 いわゆる「 <u>健康食品</u> 」
P312／本文／下から5行目	<p>本文下から5行目の下に下記を追加</p> <p>保健機能食品以外の食品の容器包装に、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能および特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語を表示することはできません。</p>	
P313／用語／下から4～3行目	<p>【食品の機能性表示】の項目全体を下記に差し替え</p> <p>【機能性表示】 特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く）が期待できるものとして、健康の維持および増進に役立つ旨の表示のこと</p>	
P316／本文／下から4行目	程度の	程度の 種類 の
P321／表／ 5 薬局機能／右列／下から5～4行目	(規則第1条第2項第 6 号)	(規則第1条の 2 第2項第 5 号)
P330／本文／6行目	(法第36条の5)	(法第36条の 5 第1項、第2項)
P330／本文／6行目	<p>本文6行目の下に下記を追加</p> <p>薬局開設者または店舗販売業者は、特定要指導医薬品につき、薬剤師に、対面により、販売等させなければなりません(法第36条の5第3項)。</p>	

該当頁／箇所	変更前	変更後
P331／囲み／要指導医薬品の販売方法／下から1行目	<p>下から1行目の下に下記を追加</p> <p>⑦ 対面によらない方法で情報提供を行った場合には、当該要指導医薬品を購入等しようとする者が、薬剤師によって当該情報提供が行われた者であることを確認した上で、当該情報提供を行った薬剤師に販売させること</p> <p>特定要指導医薬品については、①から⑦までのほか、次に掲げる方法により、薬剤師に対面により販売等させなければならない</p> <p>⑧ 当該特定要指導医薬品が、その適正な使用のために薬剤師の対面による販売等が行われることが特に必要とされた理由を踏まえた対応を行うこと</p> <p>⑨ ⑧のほか、当該特定要指導医薬品の販売等の際に留意すべき事項に基づき、販売または授与を行うこと</p>	
P334／本文／6行目	対面により	対面等により
P341／表／リスク区分に応じた販売従事者と情報提供等に関する規制のまとめ／左列／5行目	⑤対面販売	⑤対面等による情報提供
P341／表／リスク区分に応じた販売従事者と情報提供等に関する規制のまとめ	<p>表の下に下記を追加</p> <p>6 指定濫用防止医薬品に関する情報提供等</p> <p>● 指定濫用防止医薬品の情報提供の義務</p> <p>薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、指定濫用防止医薬品の適正な使用のため、指定濫用防止医薬品を販売等する場合には、当該薬剤師または登録販売者に、以下の事項を記載した書面を用いて必要な情報を提供させなければなりません。ただし、薬剤師等に対して販売等するときを除く（法第36条の11第1項）。</p> <p>📄 指定濫用防止医薬品の情報提供に用いる書面の記載事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 当該医薬品の通常の情報提供事項（例：要指導医薬品である指定濫用防止医薬品にあつては、要指導医薬品に係る情報提供事項）</p> <p>② 指定濫用防止医薬品の濫用をした場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨</p> </div> <p>● 指定濫用防止医薬品の情報提供の方法</p> <p>薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、指定濫用防止医薬品の情報の提供を、以下の方法により、当該薬剤師または登録販売者に行わせなければなりません。</p> <p>📄 指定濫用防止医薬品の情報提供の方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 当該医薬品の通常の情報提供の方法（例：要指導医薬品である指定濫用防止医薬品にあつては、要指導医薬品に係る情報提供の方法）</p> <p>② 当該薬局等の情報の提供を行う場所において行わせること</p> <p>③ 当該指定濫用防止医薬品を濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあること等の情報を、当該指定濫用防止医薬品を購入しようとする者等の状況に応じて個別に提供させること</p> <p>④ 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したことおよび質問の有無について確認させること</p> </div> <p>● 指定濫用防止医薬品の情報提供を行う前の確認事項</p> <p>薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、指定濫用防止医薬品に係る情報の提供を行わせるにあつては、当該薬剤師または登録販売者に、あらかじめ、以下の事項を確認させなければなりません（法第36条の11第2項等）。</p>	

該当頁／箇所	変更前	変更後
	<p>前ページの続き</p>	<p> 指定濫用防止医薬品の情報提供を行う前の確認事項</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該医薬品の通常の確認事項（例：要指導医薬品である指定濫用防止医薬品にあつては、要指導医薬品に係る確認事項） ② 年齢 ③ その薬局等において指定濫用防止医薬品を購入等しようとする者が18歳未満の者である場合は当該者の氏名 ④ 当該指定濫用防止医薬品を購入しようとする者等の当該指定濫用防止医薬品および当該指定濫用防止医薬品以外の指定濫用防止医薬品の購入等の状況 ⑤ 当該指定濫用防止医薬品をその薬局等において購入等しようとする者が規制数量を超えて当該指定濫用防止医薬品を購入等しようとする場合はその理由 ⑥ 当該指定濫用防止医薬品の適正な使用を目的とする購入等であることを確認するために必要な事項 ⑦ その他情報の提供を行うために確認が必要な事項 </div> <p>● 指定濫用防止医薬品の数量規制・年齢規制とその例外</p> <p>薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、指定濫用防止医薬品ごとに規制数量を超えて指定濫用防止医薬品を販売等してはならず、また、18歳未満の者に指定濫用防止医薬品を販売等してはなりません。ただし、以下のいずれかに掲げるとき（配置販売業者にあつては、②に掲げるとき）を除く（法第36条の11第3項等）。</p> <p> 指定濫用防止医薬品の数量規制・年齢規制の例外</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 薬剤師等に対して販売等する場合は、数量規制と年齢規制が適用されない ② 18歳以上の者に対して販売等する場合であつて、当該薬剤師または登録販売者に、対面等により、指定濫用防止医薬品に係る情報の提供を行わせるときは、数量規制が適用されない ③ 18歳未満の者に対して規制数量の範囲内で販売等する場合であつて、当該薬剤師または登録販売者に、対面等により、指定濫用防止医薬品に係る情報の提供を行わせるときは、年齢規制が適用されない </div>

該当頁／箇所	変更前	変更後
	<p>前ページの続き</p> <p> 指定濫用防止医薬品の規制数量</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① エフェドリン（5日） ② コデイン（5日） ③ ジヒドロコデイン（5日。ただし、かぜ薬にあつては7日） ④ ジフェンヒドラミン（5日。ただし、かぜ薬にあつては7日） ⑤ デキストロメトルファン（5日。ただし、かぜ薬にあつては7日） ⑥ ブソイドエフェドリン（5日。ただし、かぜ薬または鼻炎用内服薬にあつては7日） ⑦ プロモバレリル尿素（5日。ただし、解熱鎮痛薬にあつては7日） ⑧ メチルエフェドリン（5日。ただし、かぜ薬または鼻炎用内服薬にあつては7日） <p>・ 上記はすべて外用剤を除く</p> </div> <p> 指定濫用防止医薬品の販売制限</p> <p>薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、指定濫用防止医薬品に係る情報の提供ができない場合その他指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の適正な使用を確保することができないと認められる場合には、指定濫用防止医薬品を販売等してはなりません。</p> <p> 指定濫用防止医薬品販売等手順書</p> <p>薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、指定濫用防止医薬品を販売等する場合においては、以下の手順を記載した指定濫用防止医薬品販売等手順書を作成しなければなりません。</p> <p> 指定濫用防止医薬品販売等手順書の記載事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 販売等の方法に関する手順 ② 指定濫用防止医薬品を購入等しようとする者への情報提供及び情報提供にあつての確認に関する手順 ③ 陳列に関する手順 ④ 規制数量を超えて指定濫用防止医薬品を購入等しようとする場合、当該数量以下の数量の指定濫用防止医薬品を頻繁に購入等しようとする場合であつて適正な使用を確保することができないと認められる場合その他これに類する場合の対応に関する手順 ⑤ その他適正な販売等に関し必要と考えられる事項に関する手順 </div> <p>また、薬局開設者、店舗販売業者または配置販売業者は、当該薬剤師または登録販売者に、指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づき、適正な方法により指定濫用防止医薬品の販売等に係る業務を行わせなければなりません。</p>	
P342／本文／3行目	<p>本文3行目の下に下記を追加</p> <p>また、経口補水液を販売する場合は、一般の生活者が一般飲料と誤認して購入しないよう区別して陳列するとともに、病者用食品または経口補水液であることが分かるように適切に明示する必要があります。</p>	
P343／囲み／一般用医薬品の陳列／10行目	1.2メートルの	1.2メートル <u>以内</u> の
P343／囲み／一般用医薬品の陳列／11行目	<u>取</u> られて	<u>採</u> られて

該当頁／箇所	変更前	変更後
P343／本文／末尾	<p>本文末尾の下に下記を追加</p> <p>4 指定濫用防止医薬品の陳列</p> <p>薬局開設者または店舗販売業者は、指定濫用防止医薬品（第二类医薬品または第三類医薬品に限る）を以下のいずれかの方法により陳列しなければなりません（法第57条の2第4項）。</p> <p> 指定濫用防止医薬品の陳列</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 指定濫用防止医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、以下の場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 鍵をかけた陳列設備に陳列する場合 ◆ 医薬品を購入しようとする者等が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合 <p>② 情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列し、当該設備に当該薬剤師または登録販売者を継続的に配置すること</p> </div>	
P343／用語	<p>用語の項目の全体を下記に差し替え</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>用語</p> <p>【要指導医薬品陳列区画】 要指導医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（購入者等が進入できない措置が採られていること）をいう</p> <p>【第一類医薬品陳列区画】 第一類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（購入者等が進入できない措置が採られていること）をいう</p> <p>【指定濫用防止医薬品陳列区画】 指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（購入者等が進入できない措置が採られていること）をいう</p> </div>	
P344／ミニテスト／問題4／2行目	対面により	対面等により
P346／囲み／薬局製造販売医薬品、要指導医薬品および一般用医薬品の販売制度に関する事項	<p>囲み全体を下記に差し替え</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品および指定濫用防止医薬品の販売制度に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品および指定濫用防止医薬品の定義並びにこれらに関する解説 ② 要指導医薬品、第一類医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品および指定濫用防止医薬品の表示に関する解説 ③ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品および指定濫用防止医薬品の情報の提供に関する解説 ④ 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあっては、薬局製造販売医薬品の定義およびこれに関する解説並びに表示、情報の提供および陳列に関する解説 ⑤ 要指導医薬品の陳列に関する解説 ⑥ 指定第二类医薬品の陳列等に関する解説 ⑦ 指定第二类医薬品を購入等しようとする場合は、当該医薬品の禁忌を確認することおよび当該医薬品の使用について薬剤師または登録販売者への相談を勧める旨 ⑧ 一般用医薬品の陳列に関する解説 ⑨ 指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説 ⑩ 指定濫用防止医薬品を購入等しようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師または登録販売者に相談することを勧める旨 ⑪ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説 ⑫ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置 ⑬ その他必要な事項 </div>	

該当頁／箇所	変更前	変更後
P347／ <u>囲み</u> ／一般用医薬品の販売制度に関する事項	<p style="text-align: center;"><u>囲み全体を下記に差し替え</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般用医薬品の販売制度に関する事項</p> <p>① 第一類医薬品、第二類医薬品および第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説</p> <p>② 第一類医薬品、第二類医薬品および第三類医薬品の表示に関する解説</p> <p>③ 第一類医薬品、第二類医薬品および第三類医薬品の情報の提供に関する解説</p> <p>④ 指定第二類医薬品の定義等に関する解説</p> <p>⑤ 指定第二類医薬品を購入等しようとする場合は、当該医薬品の禁忌を確認することおよび当該医薬品の使用について薬剤師または登録販売者への相談を勧める旨</p> <p>⑥ 一般用医薬品の陳列に関する解説</p> <p>⑦ 指定濫用防止医薬品の定義等に関する解説</p> <p>⑧ 指定濫用防止医薬品を購入等しようとする場合は当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師または登録販売者に相談することを勧める旨</p> <p>⑨ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説</p> <p>⑩ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置</p> <p>⑪ その他必要な事項</p> </div>	
P347／本文／下から 5 行目	対する 一般用医薬品	対する 要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）、一般用医薬品
P347／本文／下から 4 行目	(規則第 1 条第 2 項第 3 号)	(規則第 1 条の 2 第 2 項第 2 号)
P348／ <u>囲み</u> ／特定販売の方法と広告の表示方法／4～5 行目	第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品および薬局製造販売医薬品の 区分ごと	要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品および薬局製造販売医薬品の区分ごと
P348～349／ <u>囲み</u> ／薬局製造販売医薬品、要指導医薬品および一般用医薬品の販売制度に関する事項	<p style="text-align: center;"><u>囲み全体を下記に差し替え</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品および指定濫用防止医薬品の販売制度に関する事項</p> <p>① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品および指定濫用防止医薬品の定義並びにこれらに関する解説</p> <p>② 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品および指定濫用防止医薬品の表示に関する解説</p> <p>③ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品および指定濫用防止医薬品の情報の提供に関する解説</p> <p>④ 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあっては、薬局製造販売医薬品の定義およびこれに関する解説並びに表示、情報の提供および陳列に関する解説</p> <p>⑤ 要指導医薬品の陳列に関する解説</p> <p>⑥ 指定第二類医薬品の表示等に関する解説</p> <p>⑦ 指定第二類医薬品を購入等しようとする場合は、当該医薬品の禁忌を確認することおよび当該医薬品の使用について薬剤師または登録販売者への相談を勧める旨</p> <p>⑧ 一般用医薬品の表示に関する解説</p> <p>⑨ 指定濫用防止医薬品の陳列等に関する解説</p> <p>⑩ 指定濫用防止医薬品を購入等しようとする場合は、当該指定濫用防止医薬品の使用について薬剤師または登録販売者に相談することを勧める旨</p> <p>⑪ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説</p> <p>⑫ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置</p> <p>⑬ その他必要な事項</p> </div>	
P349／ <u>囲み</u> ／特定販売に伴う事項／3 行目	薬局製造販売医薬品または	薬局製造販売医薬品、 要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く） または
P349／ <u>囲み</u> ／特定販売に伴う事項／下から 1 行目		
P349／本文／下から 4 行目	一般用医薬品	要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）および一般用医薬品
P349／本文／下から 1 行目	なりません。 <u>(規則第 159 条の 17 第 2 項)</u> 。	なりません。

該当頁／箇所	変更前	変更後
P352／下から 4 行目～ P353／下から 6 行目	2 <small>らんよう</small> 濫用等のおそれのある一般用医薬品	全体を削除
P353／本文／下から 5 行目	3 使用期限超過医薬品	2 使用期限超過医薬品
P354／本文／1 行目	4 <small>びいびい</small> 競売の禁止	3 <small>びいびい</small> 競売の禁止
P354／本文／4 行目	5 ロコミの禁止	4 ロコミの禁止
P354／本文／9 行目	6 レコメンドの禁止	5 レコメンドの禁止
P356／本文／7～8 行目	この施設の使用禁止処分に違反した者は、懲役	この施設の使用禁止処分に該当する場合、その違反行為をした者は、拘禁刑
P356／本文／下から 11 行目	この命令に違反した者は、懲役	この命令違反に該当する場合、その違反をした者は、拘禁刑
P356／本文／下から 4 行目		
P357／本文／4 行目		
P357／本文／下から 7 行目		
P357／本文／下から 2 行目	<small>きんこ</small> 禁錮	拘禁刑
P358／本文／2 行目	懲役	拘禁刑
P358／本文／9 行目		
P358／本文／下から 3 行目	(法第 70 条第 2 項)	(法第 70 条第 3 項)
P358／本文／下から 1 行目	<small>きひ</small> 忌避した者は、懲役	<small>きひ</small> 忌避した場合、その違反行為をした者は、拘禁刑
P360／ミニテスト／問題 1	問題 1 と問題 3 の設問と答の記述をすべて削除	
P360／ミニテスト／問題 3		
P371／表／左列／6～7 行目	取扱いに必要な注意	取扱い上の必要な注意
P373／表／右列／下から 4～3 行目	関係学会などへ冊子にして送付される	関係学会などへ送付される
P374／表／右列／下から 9 行目	下記を削除 ● 患者向医薬品ガイド	
P374／表／右列／下から 5 行目	医療機器	医療機器等
P374／本文／下から 2 行目	紙の添付文書	添付文書がある場合は引き続き紙の添付文書

該当頁／箇所	変更前	変更後			
P380／表／2 段目	<p>下記に差し替え</p> <table border="1"> <tr> <td>承認条件に基づく安全性調査</td> <td>医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC 医薬品で初めて配合したものは要指導医薬品に指定され、承認条件として承認後の一定期間（概ね 3 年）、安全性に関する調査および調査結果の報告が求められる</td> </tr> </table>		承認条件に基づく安全性調査	医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC 医薬品で初めて配合したものは要指導医薬品に指定され、承認条件として承認後の一定期間（概ね 3 年）、安全性に関する調査および調査結果の報告が求められる	
承認条件に基づく安全性調査	医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC 医薬品で初めて配合したものは要指導医薬品に指定され、承認条件として承認後の一定期間（概ね 3 年）、安全性に関する調査および調査結果の報告が求められる				
P396／上の表／2 段目	<p>表の 2 段目の下に下記を追加</p> <table border="1"> <tr> <td>「12 歳未満の小児」</td> <td>コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩</td> <td>重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるため</td> </tr> </table>		「12 歳未満の小児」	コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩	重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるため
「12 歳未満の小児」	コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩	重篤な呼吸抑制があらわれるおそれがあるため			
P401／表／9 乱用に関する注意	<p>表の 1 段目の下に下記を追加</p> <table border="1"> <tr> <td>「過量服用しないこと」</td> <td>指定濫用防止医薬品</td> <td>乱用のおそれがあるため</td> </tr> </table>		「過量服用しないこと」	指定濫用防止医薬品	乱用のおそれがあるため
「過量服用しないこと」	指定濫用防止医薬品	乱用のおそれがあるため			
P402／表／11 「本剤を使用している間は、次の医薬品を使用しないこと」／3 列目／下から 3～2 行目	腸管内にとどまらず	腸管内で			
P403／本文／2 行目	日常の外出時も本剤の塗布部	日常の外出時も本剤の貼付部			
P403／本文／3 行目	塗布後も当分の間、	貼付後も当分の間、			
P420／問 5／7～8 行目	科学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の	科学的根拠をもとに機能性関与成分が有する			
P427／問 22／下から 5 行目	妊娠している女性	妊婦または妊娠していると思われる女性			
P427／問 22／下から 3 行目	光学異性体	鏡像異性体（光学異性体）			
P451／問 74／7 行目	クローン病（クローン氏病）	クローン病			
P468／問 113／下から 3 行目	コンドロイチン硫酸ナトリウム	コンドロイチン硫酸ナトリウム（コンドロイチン硫酸エステルナトリウム）			
P487／問 157／下から 5 行目	特定の保健機能を示す有効性	特定の保健機能を示す効果			
P486／問 153／6 行目	取り扱い上必要な	取り扱い上の必要な			
P493／問 169／7 行目	1.2 メートルの範囲に、	1.2 メートル以内の範囲に、			
P494／問 171／8 行目	一般用医薬品を購入しようとする	要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）および一般用医薬品を購入しようとする			
P495／問 172／8～10 行目	<p>選択肢 c を下記に差し替え</p> <p>c 指定濫用防止医薬品には、ブソイドエフェドリンを有効成分として含有する製剤（外用剤を除く）がある。</p>				
P500／問 182／4 行目	取扱い上必要な注意	取扱い上の必要な注意			
P503／問 187／8～10 行目	<p>選択肢 3 を下記に差し替え</p> <p>3 医療用医薬品で使用されていた有効成分を OTC 医薬品で初めて配合したものについては要指導医薬品に指定され、承認条件として承認後の一定期間、安全性に関する調査および調査結果の報告が求められている。</p>				

該当頁／箇所	変更前	変更後
別冊／P4／左列／下から 3 行目	<p>問 5 解説の末尾の下に下記を追加</p> <p>また、令和 9 年 1 月より、消化器官用薬や一般用検査薬についても同税制の対象となる。</p>	
別冊／P17／右列／下から 14 行目	対面による	対面等による
別冊／P20／右列／下から 13～12 行目	一般用医薬品を購入しようとする	<u>要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）</u> および一般用医薬品を購入しようとする
別冊／P22／左列／15 行目	<p>下記を削除</p> <p>●患者向医薬品ガイド</p>	